特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須崎市は、健康増進に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県須崎市長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1 民ルギョ 1 年収 1 特定個人情報ファイ	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法による教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供、健康の増進にかかる人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他関係者に対し、必要な技術的援助を与えるよう努める。また、市民の栄養の改善その他健康の増進を図るための措置を講じ、市民の保健の向上を図る。健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 対象者の抽出に関する事務 2 受診券の発行及び通知に関する事務 3 健診(検診)の実施に関する事務 4 健診(検診)の実施に関する事務 5 統計資料の作成に関する事務
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	イル名
健康診査情報ファイル がん検診情報ファイル 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・同第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・同第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第50条
5 評価実施機関にお	什么也 <u> </u>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署健康推進課②所属長の役職名健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 須崎市健康推進課 高知県須崎市山手町1番7号 (電話)0889-42-1280

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 須崎市健康推進課 高知県須崎市山手町1番7号 (電話)0889-42-1280

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 平成31年3月			31年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価 3) 基礎項目評価書及び全項目評価	画書書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入手	を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			, V			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通じた		云しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない	(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	·····································						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年06月28日	所属長の役職名	健康推進課長 朝比奈 美紀子	健康推進課長		
令和4年03月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年03月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・同第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務 省令第7号)第50条	事前	